権限委譲規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター有機認証業務規程第２２条により、権限の委譲に関する必要な事項を定めるものである。

（権限の委譲）

第２条　理事長は、認証業務に係る権限のうち、次に掲げる事項を認証部長に委譲し、業務を執行させることにより、迅速かつ円滑で合理的な業務の遂行を図るものとする。

（１）特定の活動を委任するための委員会又は委員の権限の委譲、契約上の取り決め

（２）要員の力量に関する要求事項

（３）登録認証機関のマネジメントシステム

（４）認証に関する業務の実施及び監督

（５）認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消に関する決定

（６）苦情及び異議申し立てへの対応

（７）申請者との認証合意書の取り交わし業務

（決裁）

第３条　この規程により委任された事務であっても、次の各号の一に該当するものについては、理事長に報告し、決裁を得なければならない。

（１）異例に属する事項

（２）紛争、論争又は将来その原因となる恐れのある事項

（３）先例となる事項

（４）認証の取消に関する事項

（規程の変更）

第４条　この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

（補則）

第５条　この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

（附則）

１．この規程は、平成１８年３月１０日より施行する。

２．平成２４年８月３０日一部改訂（この一部改訂は平成２４年９月９日より施行する）。

３．平成２５年９月８日一部改訂（この一部改訂は平成２５年９月８日より施行する）。

４．平成２６年３月９日一部改訂（この一部改訂は平成２６年３月９日より施行する）。

５．平成３０年１２月１６日一部改訂（この一部改訂は平成３１年４月１日より施行する）。